

現行原子力政策大綱（平成17年10月策定） について

平成22年 7月27日

現行原子力政策大綱とは

原子力基本法

目的: 将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与。

前提: 「平和目的」「安全の確保」
「民主的な運営」「自主的な実施」「成果の公開」「国際協力に資する」

現行原子力政策大綱

- 数十年間程度の国内外情勢の展望を踏まえ、原子力発電や放射線利用等について、今後10年程度の間に関省庁の連携の下に推進する施策の基本的方向性を示したものの。
- また、原子力行政に関わりの深い、地方公共団体、事業者、国民各層への期待も示す。

⇒ 平成16年6月から42回(WG等含む)の審議を経て、最終案をとりまとめ、平成17年10月11日に原子力委員会で決定。同月14日、政府として本大綱を原子力政策の基本方針として尊重し、原子力の研究、開発及び利用を推進する旨の閣議決定。

現行原子力政策大綱の策定プロセス

●平成16年1月より各界各層から提案・意見を聴取

- 長計についてご意見を聴く会（15回、27人より聴取）
- 広く国民を対象にした意見募集
- 第7回市民参加懇談会～長計へのご意見を述べていただく場として～の開催

●平成16年6月に新計画策定会議を設置

- 委員には原子力委員のほか、地方自治体、有識者、市民／NGO等、事業者、研究機関から、専門分野、性別、地域のバランス、原子力を巡る意見の多様性の確保に配慮して選定。議長は原子力委員会委員長。
- 本会議計33回、小委員会・ワーキンググループ計9回開催、全て公開で審議

●専門家のみならず、国民からの意見を直接伺う機会を複数の手段で用意

- 新計画策定会議前の「意見募集」(475件)
- 専門家等からの意見聴取を目的とした「ご意見を聴く会」の開催(6回、22人より意見聴取)
- 「市民参加懇談会」の開催
- 「新計画の構成」(案)に対する「意見募集」(758件)
- 「原子力政策大綱(案)」に対する意見募集(1717件)及び「ご意見を聴く会」(5箇所)

●平成17年10月11日に原子力委員会で決定。同月14日に、政府として、本大綱を原子力政策の基本方針として尊重し、原子力の研究、開発及び利用を推進する旨の閣議決定。

現行原子力政策大綱の構成

基本的目標

1. 原子力利用の前提である基盤的取組の整備
2. 原子力発電によりエネルギー安定供給と地球温暖化対策に対する一層の貢献
3. 放射線利用の科学技術、工業、農業、医療分野でのより広汎な活用による、国民生活の水準向上への貢献
4. 効果的・効率的な施策の推進

現状認識

各取組で重視すべき
共通理念

安全の確保

多面的・総合的な取組

短・中・長期の各取組の同時並行的な推進

国際協調と協力の重視

評価に基づく取組と国民との相互理解

取組の基本的考え方

第2章

基盤的活動の強化
(安全確保、平和利用担保、
放射性廃棄物の処理・処分、
人材育成、国民との共生)

第3章

原子力利用の推進

第4章

研究開発の推進

第5章

国際的取組の推進

第6章

評価の充実



現行原子力政策大綱の概要(1)

基本的目標

1. 原子力利用の前提である基盤的取組(安全の確保、平和利用の担保、放射性廃棄物の適切な処理・処分、国民・地域社会との共生)の整備
2. 原子力発電によりエネルギー安定供給と地球温暖化対策に対する一層の貢献
3. 放射線利用の科学技術、工業、農業、医療分野でのより広汎な活用による、国民生活の水準向上への貢献
4. 効果的・効率的な施策の推進

今後の取組における共通理念

1. 安全の確保
2. 多面的・総合的な取組(規制、誘導、人材育成、地方公共団体との協力、他分野との連携等)
3. 短・中・長期の各取組の同時並行的な推進
4. 国際協調と協力の重視
5. 効果的で効率的な取組と国民との相互理解に評価を活用

現行原子力政策大綱の概要(2)

各分野の取組の基本的考え方

基盤的活動の強化

【安全の確保】 科学的かつ合理的な規制の実施、安全文化の確立、高経年化対策、テロ対策の充実、規制行政改革の有効性の検証等。

【平和利用】 IAEA保障措置の厳格な適用。国際社会への発信。
プルトニウム利用計画の公表による透明性向上。

【廃棄物処分】 低レベル放射性廃棄物は処分実施中。国、事業者等の適切な役割分担の下に、高レベル放射性廃棄物等の処理・処分を計画的かつ着実に推進。

【人材育成】 魅力ある職場作り、多様な人材の育成・確保。

【広聴・広報、立地地域との共生】 広聴・広報の充実、リスクコミュニケーション活動の実施、国・事業者と地域社会との対話の促進等。交付金事業の効果的・効率的実施。

現行原子力政策大綱の概要(3)

各分野の取組の基本的考え方

原子力利用の推進

【原子力発電】 2030年以後も総発電電力量の30～40%程度以上を担う。このため、①既存施設の最大限の活用と新規立地への取組、②既存炉代替に向けて、改良型軽水炉の開発、③高速増殖炉は2050年頃から商業ベースの導入を目指す。

【核燃料サイクル】 使用済燃料に含まれるプルトニウム、ウランの有効利用(再処理、プルサーマル)を着実に推進。

六ヶ所の再処理能力を超える使用済燃料は中間貯蔵。

【放射線利用】 新材料創製技術やがん治療等に活用し普及。

現行原子力政策大綱の概要(4)

各分野の取組の基本的考え方

研究開発の推進

【発展段階の異なる課題の組み合わせの並行推進】

- ・原子力発電及び核燃料サイクルの改良・改善、高速増殖炉等の研究開発の推進。
- ・安全研究、核融合、量子ビームテクノロジー等の基礎・基盤研究の充実

【選択と集中】費用対効果、官民役割分担、国際協力の可能性等を総合的に評価した「選択と集中」を重視。

現行原子力政策大綱の概要(5)

各分野の取組の基本的考え方

国際的取組の推進

【核不拡散体制の強化】新たな提案の検討に積極的に参画。

【国際協力】アジアを中心とした開発途上国協力、ITER等の先進国協力の推進。

【国際展開】厳格な輸出管理を前提に、民間の国際展開活動を政府として支援。

評価の充実

【政策評価と原子力委員会の責務】施策を継続的に評価・改善し、国民に説明していくことが重要。原子力委員会も政策の妥当性評価と説明責任を負う。